厚生労働省発健0325第5号 令 和 4 年 3 月 2 5 日

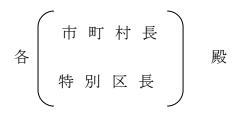
各 都道府県知事 殿

厚 生 労 働 大 臣 (公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について

今般、別紙のとおり、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和3年2月 16 日付け厚生労働省発健 0216 第1号厚生労働大臣通知)について、その一部を改正し、令和4年3月 25 日から適用することとしたため、管内市町村長へ速やかに伝達すること。

厚生労働省発健0325第4号 令 和 4 年 3 月 2 5 日



厚 生 労 働 大 臣 (公 印 省 略)

「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」の一部改正について

今般、厚生科学審議会において、新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の追加接種においてコロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)第14条の承認を受けたものに限る。)を使用する場合の対象者について、現在は市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内に居住する18歳以上の者としているところ、市町村の区域内に居住する12歳以上の者とするものとすることについて妥当との結論が得られたことから、「新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)」(令和3年2月16日付け厚生労働省発健0216第1号厚生労働大臣通知)の一部を別紙のとおり改正し、令和4年3月25日から適用する。

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示) (令和3年2月16日厚生労働省発健0216第1号 厚生労働大臣通知)

(傍線部分は改正部分)

	改 正 後	現で行
	厚生労働省発健0216第1号 令和3年2月16日	厚生労働省発健 0 2 1 6 第 1 号 令 和 3 年 2 月 16 日
	一部改正 厚生労働省発健0521第2号 令和3年5月21日	一部改正 厚生労働省発健0521第2号 令和3年5月21日
	一部改正 厚生労働省発健0531第3号 令和3年5月31日	一部改正 厚生労働省発健0531第3号 令和3年5月31日
	一部改正 厚生労働省発健0802第2号 令和3年8月2日	一部改正 厚生労働省発健0802第2号 令和3年8月2日
	一部改正 厚生労働省発健1116第5号令和3年11月16日	一部改正 厚生労働省発健1116第5号 令和3年11月16日
	一部改正 厚生労働省発健1217第1号 令和3年12月17日	一部改正 厚生労働省発健1217第1号 令和3年12月17日
	一部改正 厚生労働省発健0221第5号 令和4年2月21日	一部改正 厚生労働省発健0221第5号 令和4年2月21日
	一部改正 厚生労働省発健 0 3 2 5 第 4 号 令和 4 年 3 月 25 日	
各 特別区長		(市 町 村 長) 各 (特 別 区 長)
	厚 生 労 働 大 臣 (公 印 省 略)	厚 生 労 働 大 臣 (公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)

予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

1 対象者 貴市町村(特別区を含む。)の区域内に居住する5歳以上の者。

2 期間 令和3年2月17日から令和4年9月30日まで

- 3 使用するワクチン
 - (1) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン (SARS—CoV—2) (令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第14条の承認を受けたものに限る。)
 - (2) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV— 2) (令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)
 - (3) コロナウイルス (SARS—CoV—2) ワクチン (遺伝子組換え サルアデノウイルスベクター) (令和3年5月21日にアストラゼネカ 株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)
 - (4) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2) (令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)

ただし、(1)及び(2)については、上記1のうち5歳以上12歳未満の者に対して行う接種においては使用しないこと。(3)については、上記1のうち5歳以上18歳未満の者に対して行う接種においては使用しないこととし、また、必要がある場合を除き、18歳以上40歳未満の者に対して行う接種においては使用しないこと。(4)については、上

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について (指示)

予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

- 1 対象者 貴市町村(特別区を含む。)の区域内に居住する5歳以上の者。
- 2 期間 令和3年2月17日から令和4年9月30日まで
- 3 使用するワクチン
 - (1) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS-CoV-2)(令和3年2月14日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第14条の承認を受けたものに限る。)
 - (2) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン (SARS—CoV—2) (令和3年5月21日に武田薬品工業株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)
 - (3) コロナウイルス (SARS-CoV-2) ワクチン (遺伝子組換え サルアデノウイルスベクター) (令和3年5月21日にアストラゼネカ 株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)
 - (4) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン (SARS—CoV—2) (令和4年1月21日にファイザー株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)

ただし、(1)及び(2)については、上記1のうち5歳以上12歳未満の者に対して行う接種においては使用しないこと。(3)については、上記1のうち5歳以上18歳未満の者に対して行う接種においては使用しないこととし、また、必要がある場合を除き、18歳以上40歳未満の者に対して行う接種においては使用しないこと。(4)については、上

記1のうち、1回目の接種時において12歳以上の者に対して行う接種においては使用しないこと。

追加接種を行う場合においては、(1)及び(2)に掲げるワクチンを使用することとし、この場合において、(1)については、上記1のうち5歳以上12歳未満の者に対して行う接種には使用しないこととし、(2)については、上記1のうち5歳以上18歳未満の者に対して行う接種には使用しないこと。

記1のうち、1回目の接種時において12歳以上の者に対して行う接種においては使用しないこと。

追加接種を行う場合においては、(1)及び(2)に掲げるワクチンを使用することとし、この場合において、<u>当該ワクチンは</u>上記1のうち 5歳以上18歳未満の者に対して行う接種には使用しないこと。

(改正後全文)

厚生労働省発健0216第1号 令 和 3年 2月 16日 一部改正 厚生労働省発健0521第2号 令 和 3 年 5 月 21 日 一部改正 厚生労働省発健0531第3号 令 和 3 年 5 月 31 日 一部改正 厚生労働省発健0802第2号 令和3年8月2日 一部改正 厚生労働省発健1116第5号 令 和 3年 11月 16日 一部改正 厚生労働省発健1217第1号 令 和 3年 12月 17日 一部改正 厚生労働省発健0221第5号 令 和 4 年 2 月 21 日 一部改正 厚生労働省発健0325第4号 令 和 4 年 3 月 25 日

各 市町村長 殿特別区長

厚 生 労 働 大 臣 (公 印 省 略)

新型コロナウイルス感染症に係る予防接種の実施について(指示)

予防接種法(昭和23年法律第68号)附則第7条第1項の規定に基づき、下記のとおり新型コロナウイルス感染症に係る臨時の予防接種を行うことを指示する。

記

1 対象者

貴市町村(特別区を含む。以下同じ。)の区域内に居住する5歳以上の者。

2 期間

令和3年2月17日から令和4年9月30日まで

3 使用するワクチン

- (1) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和3年2月 14 日にファイザー株式会社が医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号。以下「法」という。)第14条の承認を受けたものに限る。)
- (2) コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和3年5月 21 日に武田 薬品工業株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)
- (3)コロナウイルス(SARS—CoV—2)ワクチン(遺伝子組換えサルアデノウイルスベクター) (令和3年5月21日にアストラゼネカ株式会社が法第14条の承認を受けたものに限る。)
- (4)コロナウイルス修飾ウリジンRNAワクチン(SARS—CoV—2)(令和4年1月 21 日にファイザー株式会社が法第 14 条の承認を受けたものに限る。)

ただし、(1)及び(2)については、上記1のうち5歳以上 12 歳未満の者に対して行う接種においては使用しないこと。(3)については、上記1のうち5歳以上 18歳未満の者に対して行う接種においては使用しないこととし、また、必要がある場合を除き、18歳以上 40歳未満の者に対して行う接種においては使用しないこと。(4)については、上記1のうち、1 回目の接種時において 12歳以上の者に対して行う接種においては使用しないこと。

追加接種を行う場合においては、(1)及び(2)に掲げるワクチンを使用することとし、この場合において、(1)については、上記1のうち5歳以上 12 歳未満の者に対して行う接種には使用しないこととし、(2)については、上記1のうち5歳以上 18 歳未満の者に対して行う接種には使用しないこと。

以上